

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月25日現在

機関番号：38002

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2009～2012

課題番号：21243002

研究課題名（和文） 沖縄近代法の構造とその歴史的 성격

研究課題名（英文） Structure and historical character of an Okinawa modern law

研究代表者

田里 修（Tasato Osamu）

沖縄大学・法経学部・教授

研究者番号：40179685

研究成果の概要（和文）：沖縄県の設置後、明治政府はいわゆる旧慣温存政策をとったと言われる。いわゆる旧慣とは王府時代の法令や慣習を指す。私たちはこれを沖縄近代法としてその構造と歴史的な性格を、地方制度、土地制度や家族制度等において探求した。その結果、土地制度は、1765年に大きく変化し、19世紀に入っても変化していることが分かった。また、明治に入り、内法制定過程において、さらに土地整理事業においても大きく変化したことも確認できた。

研究成果の概要（英文）：It is said that the Meiji government had taken what is called the preservative policy on the old custom after the establishment of Okinawa Prefecture. What we call the old custom means the statute and the custom in the age of the Oufu. Considering the old custom as the modern law in Okinawa, we researched into the structure and the historical character in some aspects such as the local government system, the agrarian system, the family system and so on. It comes out that the land system changed significantly in 1765 and its change lasted till the 19<sup>th</sup> century. It is also confirmed that the land system had changed considerably in respect of the process of establishing the Nai-hou and the land readjustment.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2010年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2011年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2012年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
年度			
総計	16,400,000	4,920,000	21,320,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、法史学

キーワード：沖縄近代法、地方制度、土地制度、家族制度、親族制度

## 1. 研究開始当初の背景

（1）平成17（2005）年から平成20（2008）年までの4年間、研究代表者、分担者は科研費「沖縄近代法の形成と展開」のテーマで研究に取り組むこととなった。研究代表者と分

担者及び協力者は、それぞれが地方制度、土地制度、家族制度について、明治期の沖縄を中心に研究を進めて来た。

(2) 研究成果は代表者、分担者、協力者で『沖縄近代法の形成と展開—沖縄の特殊性と普遍性—』として報告書にまとめた。

(3) 研究代表者は『琉球・沖縄法社会史年表』『蔡温年表』『伊平屋島杣山竿入帳』の形で暫定的ではあるが研究の基礎となる報告書等を作成した。

(4) 研究分担者の青嶋敏は『「沖縄県令達類例規目録—令達集・例規集収録編（暫定版）—』』としてまとめた。

## 2. 研究の目的

(1) 琉球は、明治5(1872)年に琉球藩とされ、明治12(1879)年沖縄県として設置された。しかしながら中国(清国)との関係などから沖縄県における「改革」は延期されいわゆる「旧慣温存期」と呼ばれる時代が続いた。旧慣温存期についてはこれまで経済史、財政史などの観点から議論されてきたが法的観点からの研究はなされていなかったといつてよい。研究代表者らはこうした旧慣温存期の沖縄における、法の構造を明らかにすることを目的として研究を進めてきた。

(2) 沖縄においては、近世期の日本本土と異なる歴史を歩んできた。土地制度については地割制度と呼ばれる特殊な土地制度が行われていた。その結果、日本本土においては小農民・小家族の自立が進行し、家意識が形成されたといわれる。しかし地割の「前提ないし結果」として、琉球・沖縄では家族単位で自立は進行しなかったものと考えている。この結果、日本本土とは違う婚姻制度や親族制度の問題が、沖縄においては今日まで様々な特殊性を残しているものと考えられる。そのため、明治期を中心に土地制度の変革過程や家族・親族制度の諸問題、沖縄県地方制度改正の過程等を明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

(1) 文献調査を中心に、家族調査などは現地聞き取り調査も行う。

(2) 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館・美術館所蔵の旧内務省・大蔵省所蔵文書、資料などを使い「沖縄県地方制度改正」諸案等の比較検討を始めとした文献調査を行う。

(3) 那覇市歴史史料室の「横内家文書」を利用して、地方制度改正に向けた各方面の動き等を始めとした文献調査を行った。

(4) 八重山の石垣、小浜島等を調査地に聞き取りフィールド調査を行った。

(5) 石垣市の戸籍、除籍簿の複写、データベース化を行ってフィールド調査と関連して分析する。

(6) 那覇市歴史史料室にある「横内家文書」のマイクロ複写、製本化を行い活用する。

## 4. 研究成果

(1) 私たちの課題は、王府時代の「法令」や慣習がどのように明治以降の沖縄において残され、また明治国家の法令がどのように受容され、受容の結果、王府時代の法令・慣習はどのように変化していったのか。またそれは何時までなのかということであった。その成果の一端は『沖縄近代法の形成と展開』として2013年2月に刊行することができた。

(2) 研究代表者の田里は、これまで明らかなでなかった琉球における地割の「起源」について取り組んできた。地割を考える際に検討しなければならなかった問題の一つが日用銭・夫遣の問題である。夫遣について女は男の半分といわれていたが、それがいつからなのかは、明確でなかった。検討の結果、それは1765年からであり、1697年の段階では女は男の四分之三であることが資料から明確になり、その際、老幼をはじめ片輪(障害者)も同様に含まれていた。1660年代の「羽地仕置」においては正頭についての規定しかなかったのである。一方、地割に際し年齢に関係なく全員に割り当てるやり方は明治16(1883)年の沖縄県の調査報告書にも残っている。つまり琉球・沖縄における地割の原初的形態は「老幼男女全員平等」に割り当てるものであることを明らかにできた。「地割についての諸問題」『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(3) 分担者の青嶋は、『沖縄県会計法規』ほか5件の令規集を対象として戦前期に沖縄県が公布・発令した令達・令規の収集・整理を行うとともに、戦前期沖縄県の令達・令規の類型とその変遷を、この点について規定した個々の令達・令規の分析を通して、明らかにした。また今後検討されなければならない未確認の資料について、今後の課題とした。「戦前期沖縄県の令達集・令規集について」『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(4) 研究分担者の牧田は、土地整理事務局の人事をめぐる動きを当時の沖縄県民の政治状況の中で明らかにできた。特に土地整理事務局は県庁の別働隊と呼んでいいものであったこと。その中で県内出身の書記の仲吉朝助、百名朝計、技手の大城朝詮の活躍なども明らかにできた。「沖縄県土地整理事業の推進体制」『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(5) 研究分担者の矢野は、地方制度改正の動きを歴史的に明らかにできた。矢野は 1, 旧慣温存期・基本的に王国時代の慣習が存続していた時期、2, 三新法モデル期・内地の三新法をモデルとした案が作成され、旧慣を通じた支配を模索した時期、3, 町村制への接近期・伝統を革新した制度への移行を模索した時期、4, 一般制度期・内地制度の同一化した時期の 4 期に分けて分析した。(『沖縄近代法』期における地方制度の位置『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(6) 分担者の奥山は明治 31 (1898) 年の民法及び戸籍法の施行とその受容過程を明らかにする試みを行った。31 年戸籍法の施行により、管轄が郡役所から裁判所に移管された。戸籍事項の届出が戸主に課せられたが、その需要固いについて明治 40 (1906) 年 41 年の「戸籍事務協議会」の記録から分析した。その結果、本籍をめぐる問題、女戸主、女戸主の隠居、庶子・私生子をめぐる議論を通じて、法と現実のギャップについての考察を進めた。(『国家法体制の受容と地域独自性の相克』『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(7) 分担者の林は、八重山諸島での家族・親族関係形成とその維持・展開の契機を明らかにした。すなわち、当地では多くの者がキョウダイ関係や血縁・姻戚関係の連鎖によってつながっている。この状況の中で、ウヤクの範囲を確定する方法の一つが始祖の確定であったとする。更にそれが首里王府やその役人との結びつきが活用されたとする。(『親族構成をめぐる若干の考察』『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(8) 分担者の森は、石垣市の戸籍の一部を複写、データベース化することができた。今回その分析の一端を報告することができた。旧石垣村は士族階層が九割を占める地域である。それによれば、絶廃家、特に廢家が頻繁に行われていたこと。第二に婿養子が少ないこと。そうしたことを、またフィールド調査でも確認できた。今後の仮説として、個々の家を超代的に存続させていくとする意識はそれほど強いものではないのではないか。むしろ明治民法の施行により婿養子が受容されたのではないかとする仮説を提起した。地割制度のもとでは結婚しても生活単位を一つにする必要はなかったのではないかと。子供の養育が家族に依存するようになった時、「妻問い」のあり方に変化が生じたのではないかとしている。(『沖縄における家と身分制』『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(9) 研究協力者の金城善は、王府時代の明治 5 (1872) 年の戸籍法の施行を始めとして、

沖縄県設置前後を始めとした、明治初年の戸籍制度の変遷を分析検討した。(『近代沖縄における戸籍法の施行』『沖縄近代法の形成と展開』所収)

(10) 研究協力者の平良勝保は明治 18 (1886) 年の内法調査・届出、成文化を中心に、内法が変化して行った事例を報告した。(『近代沖縄における内法の成文化と内法の変遷』『沖縄近代法の形成と展開』所収)

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 22 件)

- ① 田里修、地割についての諸問題、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp153-200
- ② 牧田勲、沖縄県土地整理事業の推進体制—土地整理事務局の人的構成—、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp201-236
- ③ 矢野達雄、「沖縄近代法」期における地方制度の位置—基底的団体の扱いを中心に—、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp237-276
- ④ 森謙二、沖縄における家と身分制—八重山・石垣の事例を中心に—、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp277-326
- ⑤ 金城善、近代沖縄に於けると席法の施行、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp327-382
- ⑥ 奥山恭子、国家法体制の受容と地域独自性の相克—明治民法・戸籍法施行と沖縄の「家」、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp383-414
- ⑦ 林研三、親族構成をめぐる若干の考察—沖縄八重山群島における親族事象—、沖縄近代法の形成と展開、査読なし、2013、pp415-450
- ⑧ 青嶋敏、戦前期沖縄県の令達集・例規集について—その書誌情報の素描、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp81-122
- ⑨ 平良勝保、近代沖縄における内法の成文化と内法の変遷、沖縄近代法の形成と展開、査読無、2013、pp123-152
- ⑩ 青嶋敏、戦前期沖縄県の令達・令規の類型とその変遷について、愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)、愛知教育大学、査読無、62 輯、2013、pp. 119-127、<http://hdl.handle.net/10424/4969>
- ⑪ 田里修、第 4 章 特別制度の撤廃と沖縄県会、沖縄県議会史、査読有、第 1 巻、2012、pp165-197

- ⑫ 田里修、琉球喜舎場村地割台帳、北中城村史、査読有、第7巻、2012、pp422-453
- ⑬ 田里修、第1章 土地、読谷村史、査読有、第6巻、2012、pp2-62頁
- ⑭ 青嶋敏、『沖縄県物産検査関係例規』とその沖縄県関係の収録令規について、社会科学論集、愛知教育大学地域社会システム講座、査読無、50号、2012、pp.67-86、<http://hdl.handle.net/10424/4475>
- ⑮ 青嶋敏、沖縄県尋常師範学校編『学事規定全書』とその沖縄県関係の収録令規について、愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）、愛知教育大学、査読無、61輯、2012、pp. 93-100  
<http://hdl.handle.net/10424/4402>
- ⑯ 田里修、序章 議会制度の変遷、那覇市議会史、査読有、第1巻、2011、pp1-18
- ⑰ 田里修、第1章 琉球処分と間切島規定、那覇市議会史、査読有、第1巻、2011、pp19-25
- ⑱ 田里修、第三章 土地・租税制度の改革、沖縄県史 各論編、査読有、第5巻、2011、PP210-228
- ⑲ 青嶋敏、『沖縄県青年学校法令集 全』とその沖縄県関係の収録令規について、社会科学論集、愛知教育大学地域社会システム講座、査読無、49号、2011、pp. 215-234  
<http://hdl.handle.net/10424/3818>
- ⑳ 青嶋敏、沖縄県内務部編『糖業関係例規』その収録令規について、愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）、愛知教育大学、査読無、60輯、2011、pp.103-111  
<http://hdl.handle.net/10424/3814>
- 21 青嶋敏、『沖縄県町村自治之葉 全』とその沖縄県関係の収録令規について、社会科学論集、愛知教育大学地域社会システム講座、査読無、48号、2010、pp.71-100  
<http://hdl.handle.net/10424/2796>
- 22 青嶋敏、『沖縄県会計法規』とその沖縄県関係の収録令規について、愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）、愛知教育大学、査読無、59輯、2010、pp.93-101  
<http://hdl.handle.net/10424/2894>

[学会発表] (計1件)

- ① 復帰40年 沖縄国際シンポジウム  
-これまでの沖縄学、これからの沖縄学-  
2012年3月、早稲田大学、(共同報告：  
沖縄近代法の構造とその歴史的 성격)

「沖縄近代法とは何か」

- ・矢野達雄「沖縄における地方制度の形成について」
- ・青嶋敏「戦前期沖縄県の令達・令規について」

- ・田里修「琉球・沖縄の地割制度について」
- ・平良勝保「沖縄の内法制定について」
- ・牧田勲「沖縄県土地整理事業について」

[図書] (計1件)

- ① 田里修、森謙二編著、榕樹書林、沖縄近代法の形成と展開、2013、pp1-490

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

田里修 (Tasato Osamu)  
沖縄大学・法経学部・教授  
研究者番号：40179685

### (2) 研究分担者

矢野達雄 (Yano Tatsuo)  
広島修道大学・法学部・教授  
研究者番号：00136300

青嶋敏 (Aoshima Satoshi)  
愛知教育大学・教育学部・教授  
研究者番号：10202483

奥山恭子 (Okuyama Kyoko)  
横浜国立大学・国際社会科学研究科・教授  
研究者番号：50214086

林研三 (Hayashi Kenzo)  
札幌大学・法学部・教授  
研究者番号：60218568

森謙二 (Mori Kenji)  
茨城キリスト教大学・文学部・教授  
研究者番号：90113282

牧田勲 (Makita Isao)  
摂南大学・法学部・教授  
研究者番号：90209403